



ラオス人民民主共和国  
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

計画投資省  
.....

第0760号/計画投資省  
ビエンチャン首都、2021年5月14日付

法人税、政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費の投資奨励優遇  
に関するガイドライン

- 2016年11月17日付け投資奨励法第14号/国民議会；
- 2017年6月30日付け計画投資省の組織及び活動範囲に関する首相令第201号/首相；及び
- 2021年5月7日付け計画投資省・投資促進局の要請書第222号/2に基づき、

副首相兼大臣が本ガイドラインを發布する：

I. 目的

本ガイドラインは、投資奨励活動を適正に、透明性のある、効率的に、かつ全国に統一的な実施ができるよう、2016年11月17日付け投資奨励法第14号/国民議会の第9条、10条、11条及び15条に定めている奨励優遇の対象事業及び地区を特定し、法人税上の優遇及び政府土地のリース料又はコンセッション費の免除に関する原則、規則及び措置を定めためである。

本ガイドラインは、2016年11月17日付け投資奨励法第14号/国民議会の規定に基づいて投資許可を受け、投資奨励対象の事業に投資したラオスにある企業に適用する\*

\* 法的効力を有するのはラオス語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題については、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはラオス語の法令を参照ください。

## II. 内容

### 1. 用語説明\*

本ガイドラインに使用する用語は以下の意味を有する：

- 1) **法人税上の優遇**とは、投資優遇事業に投資した企業に対し、投資奨励法第11条に定められる期間内で法人税の免除である。
- 2) **政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費に関する投資優遇**とは、投資優遇事業に投資した企業に対し、投資奨励法第15条に定める期間内で政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費の免除である。
- 3) **投資優遇事業**とは、投資奨励法第9条に定めている奨励優遇セクターに属する事業の具体化であり、本ガイドラインの添付資料01：投資優遇事業リストに詳細に定められている。当該添付資料は各時期の実際状況に適合するように修正する場合がある。
- 4) **地区別による奨励**とは、投資奨励法第10条に定めている奨励優遇地区の具体的な振分けである。本ガイドラインの添付資料02：投資奨励優遇地区リストに詳細に定められている。当該添付資料は各時期の実際状況に適合するように修正する場合がある。
- 5) **投資奨励許可証**とは、投資奨励法上の投資奨励許可を証明する書類であり、計画投資機関から発付されるものである。

### 2. 政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費に関する投資優遇

ラオスで投資する企業が法人税、政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費の投資優遇を希望する場合、以下の条件を満たす必要がある：

#### 2.1 投資優遇の取得条件

- 1) 投資奨励法第9条及び本ガイドラインの添付資料01号に掲載されている分野において投資する企業であること。
- 2) 12億キープ以上の投資総額、又はラオス人技術者30人以上もしくは少なくとも1年以上の雇用契約を結ぶラオス人労働者を50名以上を雇用すること。
- 3) 投資奨励法第53条及び54条に従い、登録資本金の払込みをしていること。
- 4) ラオスの法律及び関連規則に従って、事業を合法的に行い、関税、税金支払及びその他の法的義務を果たしていること。
- 5) 法律及び関連規則に従い環境に十分に配慮してビジネスを行っていること。

#### 2.2 投資優遇の申請

中央レベルが許可した企業については、中央レベルの投資ワンストップサービス室として計画投資省の投資促進局に申請しなければならない。当局が検討し、投資奨励許可証を発付する。

県／首都が許可した企業については、県レベルの投資ワンストップサービス室として県／首都の計画投資事務局に申請しなければならない。当事務局が検討し、投資奨励許可証を発付する。

政府とコンセッション契約を締結しており、国民議会の承認より法定以上の奨励優遇を取得している大規模なコンセッション投資プロジェクトについては、投資奨励許可証を申請する必要はない。

### 2.3 投資優遇の申請資料

法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費に関する奨励優遇を取得するために必要な書類は、以下の通りである。

- 1) 企業からの申請書；
- 2) 投資許可証(もしあれば)、企業登録証書、事業許可証、納税証明書及び土地リース契約書又はコンセッション契約書(もしあれば)のコピー；
- 3) 資金及び／又は物品の資本の金輸入許可証のコピー；
- 4) 環境評価証明書；
- 5) 関連機関から承認された経済技術調査報告又は事業計画書のコピー；
- 6) その他関連書類。

### 2.4 投資奨励優遇に関する審査手続き

計画投資機関が本ガイドラインの 2.3 号に定めている書類一式を受理した後、その計画投資機関は、書類を受理した日から政府営業日 10 日以内に中央レベル又は地方レベルの関係機関に意見を要請するために申請書を送付し、現場調査を実施するために調整しなければならない。

関係機関からの意見を取得した後、投資ワンストップサービス室は検討する上、投資奨励委員会に提案し、政府営業日 15 日以内に基本的な合意ができるかどうか検討しなければならない。

その後、投資ワンストップサービス室は投資奨励許可証を政府営業日の 15 日間以内に発付する。却下する場合は、投資ワンストップサービス室は会社に対し、決定を受けた日から政府営業日 2 日以内に書面で通知しなければならない。

計画投資機関が会社に対して投資奨励許可証を発付した後、監査及び実施をするために財務機関及び関連機関に送付しなければならない。

## 3. 法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費に関する奨励優遇の実施

### 3.1 企業側による実施

優遇を取得した後、企業は次のように行わなければならない。

- 投資奨励許可証に記載する期間において法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費免除の優遇を活用すること。
- 環境及び社会に対する義務を厳格に実施し、グリーンな開発及び拡大を推進すること。
- 自らの事業活動を取りまとめて、6 ヶ月、年間に計画投資機関、財務機関及びその他関連機関に対して報告すること。
- 経済技術調査に従って企業の事業活動を行い、法律及び規則に従って環境保護を行わなければならない。
- 法律及び関係機関の規則に従って関税、租税、手数料及び各種サービス料を納めなければならない。

### 3.2 政府機関による実施

政府機関は以下の通り行わなければならない。

- 計画投資機関は投資奨励法に定める投資奨励優遇事業に投資した企業に対して投資優遇を許可し、署名した日から実施するように財務機関に対して通知しなければならない。
- 計画投資機関はラオスで投資する企業に対し、法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費に関する奨励優遇事業を管理し、財務機関、その他関連機関及び地方政府との連携を主体的に実施する。
- 財務機関は、投資奨励許可証に記載する期間において企業に対する法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費の免除を実施する。その法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費の免除期間が終了した後、法律及び関係機関の規則に従って行うとする。その実施状況を取りまとめ、計画投資機関に対して3ヶ月及び年間の報告を定期的に行う。

### 4. 法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費の免除期間の終了

企業の投資奨励優遇が以下の場合において終了する。

- 投資奨励許可証に記載する免除期間が満了する場合；
- 投資奨励許可証の取下げ又は取消された場合；
- 法律及び規則に定められている企業の解散又は破産の場合。

### 5. 管理及び監査監督

計画投資機関は、法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費に関する奨励優遇の隙間を無くし、目的及び規則に適した活用を実現するために、ラオスで投資する企業に対する法人税及び政府土地のリース料又は政府土地コンセッション費に関する奨励優遇を許可し、管理監督権限を有する。そして、直接的に管轄し、財務機関、その他関連機関及び地方政府との連携を主体的に実施する。

### 6. 違反者に対する措置

企業が奨励優遇を受けた事業に適して活動を行わない、そして法律及び規則に従って行わない場合、計画投資機関は、警告書を発付し、受取った日から政府営業日45日以内に改善してもらう。警告期間が過ぎた後、企業が解決できない又は適切に改善できない場合、投資奨励許可証の取下げ又は取消の通知が発付される。

## III. 実施

投資促進局、計画投資省は本ガイドラインの実施、ガイドラインに関する普及活動、案内、監査監督及び実施の推進において中心的な役割を担う。

各省庁、その同格の政府機関、各レベルの地方行政機関及び企業は本ガイドラインを認知し、厳格に実施する。

IV. 発効

本ガイドラインは署名し、政府営業日 15 日間で官報に掲載した後、発効する。

副首相兼大臣

ソーンサイ・シーパンドーン

添付資料01号：投資優遇事業リスト

投資優遇措置を受けるための共通条件（Horizontal Requirements HR）は以下のとおりである：

ラオスにおいて投資している企業で法人税及び政府土地リース料又は土地コンセッションに関する投資奨励優遇措置を受けたい場合、以下の条件を満たす必要がある：

- 1) 投資奨励法第9条に定められている投資奨励事業において投資する企業であること。具体的には以下の表に掲載されている。
- 2) 12億キープ以上の投資総額、又はラオス人技術者30人以上若しくは少なくとも1年以上の雇用契約を結ぶラオス人労働者を50名以上雇用すること。
- 3) 投資奨励法第53条及び54条に従い、登録資本金の払込みをしていること。
- 4) ラオス法律及び規則に従って、事業を合法的に行い、関税、税金支払及びその他の法的義務を完全に果たしていること。
- 5) ラオスの法律及び規則に従って環境に十分に配慮してビジネスを行っていること。

上記の共通条件（Horizontal Requirements\_HR）の他、事業によっては個別条件（Specific Requirements\_SR）が必要な場合もある。詳細は以下の通りである：

順番	コード LSIC	事業分野 (Sectors)	個別条件 (Specific Requirements_SR)
I. 高度で最先端な技術、科学研究、研究および開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーに関する事業			
1	2431	鉄鋼鑄造業	1) 最先端な技術を使用しなければならない（生産してから5年未満の新しい機械の使用）。 2) ISO 14000 基準を満たす必要がある（工場が事業活動許可を受けてから4年以内）。 3) 共通条件(HR)を満たすこと。
2	2432	非鉄金属鑄造業	1) 最先端な技術を使用しなければならない（生産してから5年未満の新しい機械の使用）。 2) ISO 14000 基準を満たす必要がある（工場が事業活動許可を受けてから4年以内）。 3) 共通条件(HR)を満たすこと。
3	2610	電子部品及び基板製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
4	2620	コンピュータ及び周辺装置製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
5	2631	通信装置製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
6	2640	家庭用電子機器製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
7	2660	照射、電気医療及び電気療法装置製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
8	2670	眼科検査機器及び装置の製造	共通条件(HR)を満たすこと。
9	2710	電動機、発電機、変圧器、配電及び制御装置製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
10	2720	電池及び蓄電池製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
11	2731	光ファイバケーブル製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
12	2732	その他の電子・電気の線・ケーブル製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
13	2733	配線装置製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
14	2740	電気照明器具製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
15	2750	民生用機械器具製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
16	2811	エンジン及びタービン製造業。 但し、航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。	1) 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。 2) ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。 3) 共通条件を満たすこと。

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

17	2812	流体動力装置製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
18	2813	その他のポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
19	2814	軸受け、ギア及び伝導・駆動装置製造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
20	2815	かま、炉及び炉バーナ製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
21	2816	つり上げ及びハンドリング装置製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
22	2819	その他の一般機械製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
23	2821	農業及び林業用機械製造業	共通条件 (HR) を満たすこと。
24	2822	金属成形機械及び工作機械製造業	共通条件 (HR) を満たすこと。
25	2823	冶金用機械製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
26	2824	鋳業、採石業及び建設業用機械製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
27	2825	食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業	共通条件を満たすこと。
28	2826	繊維、衣服及び皮革製造機械製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件 (HR) を満たすこと。</li> </ol>
29	2910	自動車エンジン製造及び組立業	共通条件 (HR) を満たすこと。
30	2920	自動車車体製造(設計)業、トレーラ及びセミトレーラ製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>2. 一部の装備品は国内生産であること。</li> </ol>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

31	3091	オートバイ製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. IDK の生産方式。</li> <li>4. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
32	-	太陽光発電装置製造：AC—DC 返還アダプター（Inverter）、パワコン、太陽光パネル、太陽光電灯及びその他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない（一部人間による操作が必要）そして生産してから5年未満。</li> <li>2. ISO 9001 基準を満たす必要がある（稼働してから4年以内）。</li> <li>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
33	-	電力供給できる代替エネルギーの開発。例えば、Solar PV、Solar Thermal、風力、バイオエタノール燃料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家に高収入をもたらす投資であること。</li> <li>2. 持続可能性、グリーンで環境に優しい投資であること。</li> <li>3. 商品の再生産のある投資。</li> <li>4. 労働者に知識伝達のある投資。</li> <li>5. 最先端な技術の使用で ISO 又は GMP の技術基準を満たすこと。</li> <li>6. 国内での事業活動及び国内労働者の使用。</li> <li>7. 国内外のマーケットがあること。</li> <li>8. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
34	-	エネルギー源となる植物栽培の推進、バイオ燃料の生産及び使用（バイオディーゼル、バイオエタノール）、グリーン水素(Green H <sub>2</sub> )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家に高収入をもたらす投資であること。</li> <li>2. 持続可能性、グリーンで環境に優しい投資であること。</li> <li>3. 商品の再生産のある投資。</li> <li>4. 労働者に知識伝達のある投資。</li> <li>5. 最先端な技術の使用で ISO 又は GMP の技術基準を満たすこと。</li> <li>6. 国内での事業活動及び国内労働者の使用。</li> <li>7. 国内外のマーケットがあること。</li> <li>8. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
35	-	工場及び農事業の廃棄物からバイオガス生産を推進し、運送及び食品加工の電力源に使用する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家に高収入をもたらす投資であること。</li> <li>2. 持続可能性、グリーンで環境に優しい投資であること。</li> <li>3. 商品の再生産のある投資であること。</li> <li>4. 労働者に対する知識共有のある投資。</li> <li>5. 最先端な技術の使用で ISO 又は GMP の技術基準を満たすこと。</li> <li>6. 国内での事業活動及び国内労働者の使用。</li> <li>7. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
36	-	バイオ燃料の原料となる物質の生産促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家に高収入をもたらす投資であること。</li> <li>2. 持続可能性、グリーンで環境に優しい投資であること。</li> <li>3. 商品の再生産のある投資であること。</li> <li>4. 労働者に対する知識共有のある投資。</li> <li>5. 最先端な技術の使用で ISO 又は GMP の技術基準を満たすこと。</li> <li>6. 国内での事業活動及び国内労働者の使用。</li> <li>7. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
37	-	電力エネルギー車両の製造（電気自動車、電気オートバイク及び電気自転車）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家に高収入をもたらす投資であること。</li> <li>2. 持続可能性、グリーンで環境に優しい投資であること。</li> <li>3. 商品の再生産のある投資。</li> <li>4. 労働者に知識伝達のある投資。</li> <li>5. 最先端な技術の使用で ISO 又は GMP の技術基準を満たすこと。</li> <li>6. 車両及びその部品の生産又は組立て工場を設立すること。</li> <li>7. 国内の労働者及び国内の原材料を使用すること。</li> <li>8. アフターサービスセンターの常設。</li> </ol>



【※日本アセアンセンター 参考和訳】

			<ul style="list-style-type: none"> <li>9. 国内外のマーケットがあること。</li> <li>10. バッテリーなどの廃棄品の管理、処理が適切に行われること。</li> <li>11. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
38	-	ゴミ及び廃棄物のエネルギー転換システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国家に高収入をもたらす投資であること。</li> <li>2. 持続可能性、グリーンで環境に優しい投資であること。</li> <li>3. 商品の再生産のある投資。</li> <li>4. 労働者に知識伝達のある投資。</li> <li>5. 最先端な技術の使用で ISO 又は GMP の技術基準を満たすこと。</li> <li>6. 国内工場設立及び国内労働者の使用。</li> <li>7. 国内のゴミのみを使用すること。</li> <li>8. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
39	-	バイオガソリンの生産：例えば、バイオディーゼル (B5, B10, B20)、バイオエタノール(E5, E10, E20, E85, E95)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国家に高収入をもたらす投資であること。</li> <li>2. 持続可能性、グリーンで環境に優しい投資であること。</li> <li>3. 商品の再生産のある投資。</li> <li>4. 労働者に知識伝達のある投資。</li> <li>5. 最先端な技術の使用で ISO 又は GMP の技術基準を満たすこと。</li> <li>6. 石油の生産及び混合するための工場を設立し、国内労働者を使用すること。</li> <li>7. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
II. クリーンな農業、無農薬、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境保護および生物多様性の保全、地方開発、貧困削減に資する事業			
40	0111	穀物(米を除く。)、豆類及び採油用の種の栽培 (例えば、大豆、ササゲ、ラッカセイ、インゲン豆、インカスタビーズ、エンドウ豆、トウモロコシ、スイートコーン、ポップコーントウモロコシ、胡麻、もち麦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3年以内に GAP 基準又は OA 基準を取得しなければならない。</li> <li>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
41	0112	米の栽培	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3年以内に GAP 基準又は OA 基準を取得しなければならない。</li> <li>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
42	0113	野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培 (例えば、キャサバ、スイートポテト、ジャガイモ、里芋など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3年以内に GAP 基準又は OA 基準を取得しなければならない。</li> <li>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
43	0114	さとうきびの栽培	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3年以内に GAP 基準又は OA 基準を取得しなければならない。</li> <li>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
44	0116	繊維性作物の栽培	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3年以内に GAP 基準又は OA 基準を取得しなければならない。</li> <li>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
45	0121	ぶどうの栽培	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3年以内に GAP 基準又は OA 基準を取得しなければならない。</li> <li>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
46	0122	熱帯産及び亜熱帯産果実の栽培 (例えば、バナナ、マンゴー、パイナップル、タマリンド、アボカド、ぶどう等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 3年以内に GAP 基準又は OA 基準を取得しなければならない。</li> <li>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

47	0123	柑橘類果実の栽培	<p>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</p> <p>1. 3年以内にGAP基準又はOA基準を取得しなければならない。</p> <p>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</p>
48	0126	採油用の果実の栽培 (ココナツ、パーム木等)	<p>1. 3年以内にGAP基準又はOA基準を取得しなければならない。</p> <p>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</p>
49	0127	飲料用作物の栽培 (例えば、コーヒー、お茶など)	<p>1. 3年以内にGAP基準又はOA基準を取得しなければならない。</p> <p>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</p>
50	0128	香辛料作物、芳香作物、薬草、薬用作物の栽培	<p>1. 3年以内にGAP基準又はOA基準を取得しなければならない。</p> <p>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</p>
51	0129	その他の多年生作物の栽培 (天然ゴム木の栽培は含まない)	<p>1. 3年以内にGAP基準又はOA基準を取得しなければならない。</p> <p>2. 商品の再生産のある投資。</p> <p>3. 加工工場を設立すること。</p> <p>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</p> <p><b>注意:</b>適切な土地、資本や販売マーケットの条件が整える個人は天然ゴム木を栽培することができるが、追加栽培するための政府土地のコンセッションは許可されない。</p>
52	-	森林の復興及び炭素クレジットを生み出すための植林(炭素クレジットの取引)	<p>1. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>2. 共通条件(HR)を満たすこと。</p>
53	0130	植物増殖 (植物栽培道具の製造、植物の直接増殖に向けた切り枝、株分け又は選別した品種の集積)	<p>1. 3年以内にGAP基準又はOA基準を取得しなければならない。</p> <p>2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>3. 共通条件(HR)を満たすこと。</p>
54	0141	畜牛及び水牛の飼育	<p>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</p> <p>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</p> <p>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</p> <p>4. 獣医事業の管理機関が定める必要条件に従って行うこと。各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p> <p>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</p>
55	0142	馬その他のウマ科の動物の飼育 (子馬、ロバの飼育、生産及び供給)	<p>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</p> <p>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</p> <p>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</p> <p>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</p>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

56	0144	羊及び山羊の飼育（子羊及び子山羊の飼育、生産及び供給）	<p>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
57	0145	豚の飼育（子豚の飼育及び子豚の生産）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
58	0146	家禽類の飼育（子家禽類の飼育、生産及び供給）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
59	0149	その他の動物の飼育（子供動物の飼育、生産及び供給）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
60	0322	魚の養殖及び生産	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
61	21009	獣医の薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

62	-	畜産及び漁業用道具の生産及び供給	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
63	7500	獣医病院業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
64	1080	加工飼料製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>3. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>4. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
65	72102	農業、畜産、獣医及び漁業に関する自然科学・エンジニアリング研究・実験開発業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。</li> <li>2. 専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。</li> <li>3. 関係セクターや地方政府からの合意を得ること。</li> <li>4. ISO 17025 基準を満たすこと。</li> <li>5. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。</li> <li>6. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
<b>III. 環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産</b>			
66	1021	魚類、甲殻類及び軟体動物の加工・保存業	共通条件(HR)を満たすこと。
67	1031	果実及び野菜加工・保存業	共通条件(HR)を満たすこと。
68	1041	植物・動物油脂製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
69	1051	酪農製品製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
70	1062	澱粉・澱粉製品製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISO 9001、ISO 14000、GMP 又は HACCP 基準を満たすこと（稼働してから4年以内）。</li> <li>2. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
71	1072	砂糖製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISO 9001、ISO 14000、GMP 又は HACCP 基準を満たすこと（稼働してから4年以内）。</li> <li>2. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
72	1311	織物繊維準備業及び紡績業	共通条件(HR)を満たすこと。
73	1312	織物業	共通条件(HR)を満たすこと。
74	1313	織物整理仕上げ業	共通条件(HR)を満たすこと。
75	1391	ニット及びクローゼ編生地製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
76	1392	繊維仕立て製品製造業、(衣服を除く。)	共通条件(HR)を満たすこと。
77	1393	じゅうたん及び敷物製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
78	1411	衣服製造業(男女衣服を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生産開始してから4年以内に ISO 9001 又はその他特定の国際基準のいずれを取得しなければならない(染料がある場合は ISO 14000 の取得が必要)</li> <li>2. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
79	1430	ニット及びクローゼ編衣服製造業	共通条件(HR)を満たすこと。

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

80	1629	その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
81	2012	肥料及び窒素化合物製造業	1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない(一部人間による操作が必要)そして生産してから5年未満。 2. 稼働してから4年以内にISO 14000基準を取得する必要がある。 3. 共通条件(HR)を満たすこと。
IV. 環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業			
82	55101	5つ星以上のホテル事業の投資	1. 法律及び情報文化観光省が定める規則に従って5つ星以上の基準を満たす必要がある。 2. 共通条件(HR)を満たすこと。
83	-	自然、文化や歴史的な観光地の開発の投資	1. 未開発の観光地又は未開拓な場所であること。 2. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。 3. 共通条件(HR)を満たすこと。
V. 教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材およびスポーツ用品の生産			
84	3220	楽器製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
85	3230	スポーツ用品製造業	共通条件(HR)を満たすこと。
86	8510	初等前教育及び初等教育	共通条件(HR)を満たすこと。
87	8521	一般中等教育	共通条件(HR)を満たすこと。
88	8522	技術・職業中等教育	共通条件(HR)を満たすこと。
89	8530	高等教育	共通条件(HR)を満たすこと。
90	8541	スポーツ・レクリエーション教育	共通条件(HR)を満たすこと。
91	8542	教養教育	共通条件(HR)を満たすこと。
92	-	職業訓練センターの設立	共通条件(HR)を満たすこと。
VI. 高度な医療施設、医薬品、および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療			
93	8610	一般病院事業	1. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。 2. 共通条件(HR)を満たすこと。
94	-	専門病院事業(眼科、皮膚科、歯科、心臓外科、美容整形外科及びリハビリ整形外科)	1. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。 2. 共通条件(HR)を満たすこと。
95	-	東洋医療病院(針、サウナ及びマッサージ)	1. 各時期に発布される法律及び関連規則に定める条件に従うこと。 2. 共通条件(HR)を満たすこと。
96	2100	医薬品(西洋及び東洋薬)、薬用化学品及び植物性薬品製造業及び以下を含む。 - ワクチン製造 - 薬製造用の原材料 - 健康用品	1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない(生産してから5年未満) 2. 稼働してから4年以内にGMP(ASEAN GMP, PICS-GMP, WHO)基準を取得する必要がある。 3. 共通条件(HR)を満たすこと。
97	3250	医療及び歯科用機器・備品製造業	1. 自動又は半自動式の最先端な技術を使用しなければならない(生産してから5年未満) 2. 稼働してから4年以内にISO 13485基準を取得する必要がある。 3. 共通条件(HR)を満たすこと。
VII. 都市の渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ施設への投資運 営開 発、農業、工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス			
98	4921	都市部の陸上旅客運送業	1. 企業を設立したい個人又は法人は陸上運送事業の経験を有しなければならない。 2. 陸上運送事業に関する技術能力を有し、事業規模にあった関係する専門知識のある人材を適度に有すること。 3. 資本、事務所、サービス施設、車両、道具、設備など適度に保有すること。 4. 公共事業運輸機関から認可された運送ルートを保有すること。 5. 陸上運送事業の職務倫理を有すること。 6. 国内投資又は外国との合弁(外国の投資家の保有株は49%まで)による投資であること。

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

			<ul style="list-style-type: none"> <li>7. 運送に使われる車両は100%新車でなければならない。</li> <li>8. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
99	4922	国内の県間の旅客陸運業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 企業を設立したい個人又は法人は陸上運送事業の経験を有しなければならない。</li> <li>2. 陸上運送事業に関する技術能力を有し、事業規模にあった関係する専門知識のある人材を適度に有すること。</li> <li>3. 資本、事務所、サービス施設、車両、道具、設備など適度に保有すること。</li> <li>4. 公共事業運輸機関から認可された運送ルートを保有すること。</li> <li>5. 陸上運送事業の職務倫理を有すること。</li> <li>6. 国内投資100%であること。</li> <li>7. 運送に使われる車両は100%新車でなければならない。</li> <li>8. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
100	4923	道路貨物運送業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 企業を設立したい個人又は法人は陸上運送事業の経験を有しなければならない。</li> <li>2. 陸上運送事業に関する技術能力を有し、事業規模にあった関係する専門知識のある人材を適度に有すること。</li> <li>3. 資本、事務所、サービス施設、車両、道具、設備など適度に保有すること。</li> <li>4. 陸上運送事業の職務倫理を有すること。</li> <li>5. 国内投資100%であること。</li> <li>6. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
101	41002	駐車場サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 経済技術調査報告があること。</li> <li>2. 事業活動経験のある専門家を保有すること。</li> <li>3. 事業規模及び種類に適合した資本を有すること。</li> <li>4. 事務所の所在証明があること。</li> <li>5. 銀行が発行する財務状況の証明書があること。</li> <li>6. 公共運輸機関が必要条件を審査し、企業登録前に意見を示すこと。</li> <li>7. 国内投資又は外国との合弁（外国の投資家の保有株は49%まで）による投資であること。</li> <li>8. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
102	3011	船舶及び浮遊物製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. ラオス人労働者に雇用機会を与え、ラオス人技術者や専門家に対し、知識、能力及び技術を伝達すること。</li> <li>2. 昔から存在したラオス先代技術・能力を推進し、持続可能でさらなる進化をさせること。</li> <li>3. 外国投資を誘致し、付加価値を生み出し、国内収入を増加させること。</li> <li>4. 外国の完成品の浮遊物の依存度及び輸入を軽減すること。</li> <li>5. 生産に一定の高水準の技術が必要であること。</li> <li>6. 環境に優しい水上運送事業を推進すること。</li> <li>7. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
103	3012	レジャー及びスポーツ用ボート製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. ラオス人労働者に雇用機会を与え、ラオス人技術者や専門家に対し、知識、能力及び技術を伝達すること。</li> <li>2. 昔から存在したラオス先代技術・能力を推進し、持続可能でさらなる進化をさせること。</li> <li>3. 外国投資を誘致し、付加価値を生み出し、国内収入を増加させること。</li> <li>4. 外国の完成品の浮遊物の依存度及び輸入を軽減すること。</li> <li>5. 生産に一定の高水準の技術が必要であること。</li> <li>6. 環境に優しい水上運送事業を推進すること。</li> <li>7. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ul>
104	5021	内陸旅客水運業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 水上運送は長期に渡ってラオスの人々の生活及び習慣の中で存在していた。</li> </ul>

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

			<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 水上運送は低コスト、安全及び環境に優しい運送である。</li> <li>3. 陸上道路が整備されていない地方、遠隔地にアクセスできること。</li> <li>4. 水上観光を国内外の観光客の関心を持たせるために推進すること。</li> <li>5. 観光の付加価値を作り出し、国家の美しい慣習を保持すること。</li> <li>6. 水上運送は国内及び地域において他の運送形態に連動させることができる。</li> <li>7. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
105	5022	貨物水運業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水上運送は長期に渡ってラオスの人々の生活及び習慣の中で存在していた。</li> <li>2. 水上運送は低コスト、安全及び環境に優しい運送である。</li> <li>3. 貨物の水上運送は大規模の貨物を運送することができ、コストがかかる陸上運送及び道路整備費用を削減できる。</li> <li>4. 水上運送は国内及び地域において他の運送形態に連動させることができる。</li> <li>5. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
VIII. 銀行融資を受けることが難しい貧困地域 およびコミュニティに対する貧困解決のための政策的銀行業務、マイクロファイナンス事業			
106	-	クレジットユーニャン及び貯蓄基金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ラオス中央銀行が定めた条件を満たしたクレジットユーニャン及び貯蓄基金のメンバーであること。</li> <li>2. 第1地域に属し、経済社会がまだ整備されておらず、投資にはまだ制限がある遠隔地。</li> <li>3. ラオス中央銀行による認証及び提案があること。</li> <li>4. 共通条件(HR)を満たすこと。</li> </ol>
IX. 国内製造および世界的に有名なブランドの販売促進のための近代ショッピングセンター開発運営、工業、手工芸品、農業分野の展示場の開発運営			
107	-	国内製造および世界的に有名なブランドの販売促進のための近代ショッピングセンター開発運営	共通条件(HR)を満たすこと。
108	-	遠隔地方での市場の建設	共通条件(HR)を満たすこと。

- GAP=Good Agricultural Practice
- GMP=Good Manufacturing Practice
- HACCP=Hazard Analysis Critical Control Point
- IKD=Incompletely Knocked Down
- ISO=International Organization for Standardization
- ISO 9001=品質マネジメントシステムに関する規格
- ISO 13485=医療機器産業に特化した品質マネジメントシステムに関する国際規格
- ISO 14000=環境マネジメントシステムに関する国際規格
- ISO 17025=試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項の国際標準規格
- LSIC=Lao Standard Industrial Classification of All Economic Activities
- OA=Organic Agriculture
- PICS-GMP=Pharmaceutical Inspection Co-operate Scheme
- WHO=World Health Organization

添付資料02号：投資奨励優遇地区リスト

県／首都	投資奨励優遇地域		
	地域1	地域2	地域3
ビエンチャン首都	-	チャンタプリー郡 シーコッタボン郡 サイセータ郡 シーサッタナック郡 ナーサイトーン郡 サイターニー郡 ハードサイフォン郡 サントーン郡 パークグエム郡	各時期において政府の合意に基づいて設立した経済特区
ボンサリー県	マイ郡 サムバン郡 ニョートウー郡	ボンサリー郡 クワー郡 ブンスアー郡 ブンタイ郡	
ルアンナムター県	-	ルアンナムター郡 シング郡 ローン郡 ヴィエンプーカム郡 ナーレー郡	
ウドムサイ県	ガー郡	サイ郡 ラー郡 ナーモー郡 ベーン郡 フーン郡 パクベーン郡	
ボーケオ県	-	フワイサーイ郡 トンブン郡 メーン郡 パーウドム郡 パークター郡	
ルアンブラバン県	ポーンサイ郡 パークセン郡 ヴィエンカム郡 ポーントーン郡	ルアンブラバン市 シアングエン郡 ナーン郡 パークウー郡 ナムパーク郡 ゴイー郡 チョームペット郡 ブークーン郡	
フアーバン県	フアームアン郡 ヒアム郡（ヴィエントーン郡） サムタイ郡	サムヌアー郡 シアンコー郡 ヴィエンサイ郡 ソッパオ郡 エアード郡 グワン郡 ソーン郡	
サイヤブリー県	サイサターン郡	サイヤブリー郡 コーブ郡 ホンサー郡 グエン郡 シアンホーン郡 ピアン郡 パークライ郡 ケンタオ郡 ボーテン郡 トンミーサイ郡	



【※日本アセアンセンター 参考和訳】

シアンクアン県	ノーンヘード郡 モーク郡	ベアーク郡 カム郡 クーン郡 プークード郡 バーサイ郡
ビエンチャン県	-	ボーンホン郡 テュラコム郡 ケオウドム郡 カーシー郡 ヴァンヴィエン郡 フエーン郡 サナカーム郡 メアード郡 ヴィエンカム郡 ヒンヘーブ郡 ムエーン郡
ボーリカムサイ県	サイチャムボーン郡	バークサン郡 ターパバート郡 パーカディン郡 ボーリカン郡 カムケート郡 ヴィエントーン郡
カムムアン県	-	ターケーク郡 マハーサイ郡 ノンボック郡 ヒーンブーン郡 ヨマラート郡 ブアラバー郡 ナーカーイ郡 セーバンファイ郡 サイブアトーン郡 クーンカム郡
サワンナケート県	ノーン郡 セーボーン郡	カイソーンボムヴィハーン市 ウテムボーン郡 アーサバントーン郡 ピン郡 ターパートーン郡 ソーンコーン郡 チャムボーン郡 ソンブリー郡 サイブリー郡 ヴィラブリー郡 アーサボーン郡 サイブートーン郡 バラーンサイ郡
サラワン県	ターオーイ郡 サムアーイ郡	サラワン郡 テュムラーン郡 ラコーンベン郡 ワーピー郡 コンセードン郡 ラオガーム郡
セーコーン県	カルム郡 ダークジュン郡	ラマーン郡 ターテン郡
チャムパサック県	-	パークセー市 サナソムブーン郡 バージエンチャレンスック郡 パークソン郡 パテュムボーン郡 ボーントーン郡 チャムパサック郡 スクマー郡 ムンラバモーク郡

【※日本アセアンセンター 参考和訳】

		コーン郡	
アッタプー県	サーンサイ郡	サイセータ郡 サマキーサイ郡 サナムサイ郡 ブーヴォン郡	
サイソムブーン県	タートーム郡	アヌヴォン郡 ローンジェン郡 ホーム郡 ローンサーン郡	

添付資料 3 号：投資奨励許可証



ラオス人民民主共和国  
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

.....  
.....

第.....号  
ビエンチャン首都/県、.....日付

**投資奨励許可証（書式）**

- 2016年11月17日付け投資奨励法第14号/国民議会；
- 2021年5月14日付け法人税、政府土地リース又は土地コンセッション投資奨励優遇措置に関するガイドライン第0760号/計画投資省；
- .....日付け投資奨励管理委員会の合意；及び
- .....日付け報告書第.....号に基づき、

投資奨励許可証を.....に対して発付する：

- 企業名：.....
- 所在地：.....
- 投資形態：.....
- 活動事業：.....
- 総資本金：.....
- 登録資本金：.....
- 取得する投資奨励優遇：
  - 1) 企業が売上を得た年から.....年間の法人税の免除；
  - 2) 契約した日から政府土地の賃借料又はコンセッション費.....年分の免除；

当該企業は厳格にラオスの投資奨励法及び政府が発付したその他の法律及び規則に従って事業活動を行わなければならない。

この投資奨励許可証を他人に貸すこと又は記載内容の変更を禁じている。本投資奨励許可証は署名した日から発効する。

署名と印鑑